

## 市税の課税免除及び減免に関する要綱

### 第1条 削除

**第2条** 京都市市税条例施行細則（以下「細則」という。）第4条の5第11号に規定する市長が特に必要と認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大江能楽堂、金剛能楽堂、観世会館、河村能楽堂又は嘉祥閣において専ら能楽の用に供する固定資産
- (2) 公益財団法人日本基督教青年会同盟、公益財団法人南葵育英会、公益財団法人海の星学寮、公益財団法人大分県奨学会又は公益財団法人奥山育英会が学生生徒の用に供し、かつ、所有する寄宿舎及びその敷地
- (3) 公益社団法人、公益財団法人又は法人税法第2条第5号の公共法人が所有する主として留学生の居住の用に供する寄宿舎において直接その用に供する固定資産及び当該寄宿舎に附属する教育文化交流施設に係る固定資産
- (4) 公益財団法人国立京都国際会館が所有する茶室（宝松庵）

**第3条** 細則第4条の6第1項第7号に規定する市長が特に必要と認めるものは、児童公園、児童遊園その他これらに類するもの（有料のものを除く。）の用に供する固定資産（有料で借り受けたものを除く。）で細則第4条の5第2号の規定が適用されないものとし、税額の全部を減免する。

**第4条** 細則第4条の7第5号に規定する市長が特に必要があると認める者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、それぞれ当該各号に定める金額を減免する。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者又は戦傷病者特別援護法第2条に規定する戦傷病者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者  
税額（その身体障害者等の専用する軽自動車等に係るものに限る。）の全部
- (2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている年齢18歳未満の者（以下「身体障害児」という。）又は身体障害児と生計を一にする者  
税額（当該身体障害児の専用する軽自動車等に係るものに限る。）の全部
- (3) 地方税法施行令第7条の15の8第1号に規定する重度の知的障害者（以下「重度知的障害者」という。）又は重度知的障害者と生計を一にする者  
税額（当該重度知的障害者の専用する軽自動車等に係るものに限る。）の全部
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第3項に規定する医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有するもの（以下「通院重度精神障害者」という。）又は通院重度精神障害者と生計を一にする者  
税額（当該通院重度精神障害者の専用する軽自動車等に係るものに限る。）の全部

### 附 則（昭33・6・13）

- 1 この通達の市民税及び固定資産税に関する規定は、昭和33年度分から適用する。
- 2 第3条第2号の規定は、昭和33年度分から昭和35年度分までの固定資産税に限り適用する。

3 市税課税免除減免に関する規定は、廃止する。

附 則 (昭 34・3・26)

1 この通達は、昭和 33 年度分から適用する。

2 市税課税免除減免に関する規定は、廃止する。

附 則 (昭 35・1・26)

第 2 条第 3 号の改正規定は、昭和 34 年度分の固定資産税から、同条第 7 号の改正規定は、昭和 30 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 36・2・21)

この改正規定は、昭和 37 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 38・6・8)

この規定中、第 1 条第 8 号及び第 9 号の改正規定は昭和 38 年 3 月 31 日の属する事業年度分の市民税から適用し、第 2 条第 8 号の改正規定は昭和 38 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 38・8・7)

この規定は、昭和 38 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 38・11・18)

この規定は、昭和 38 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 40・12・2)

この規定は、昭和 40 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 41・1・18)

この規定は、昭和 41 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 42・2・25)

この規定は、昭和 42 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 42・7・27)

この規定は、昭和 42 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 43・3・14)

この規定は、昭和 43 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 44・4・18)

この規定は、昭和 44 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 44・7・28)

この規定は、昭和 44 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 45・6・2)

この規定は、昭和 45 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 45・7・20)

この規定は、昭和 45 年度分の軽自動車税から適用する。

附 則 (昭 45・12・16)

この規定は、昭和 45 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 46・5・11)

この規定は、昭和 46 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 49・2・15)

この規定は、昭和 47 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 50・3・24)

この規定は、昭和 49 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (昭 50・3・31)

この規定は、昭和 49 年度分の軽自動車税から適用する。

附 則 (昭 56・8・25)

この規定は、昭和 56 年 4 月 1 日以後に終了する地方税法第 3 2 1 条の 8 第 5 項の期間に係る法人の市民税について適用する。

附 則 (昭 60・6・6)

この要綱は、決定の日から実施し、昭和 60 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (平 2・3・27)

この要綱は、決定の日から実施し、平成 2 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (平 2・4・26)

この要綱は、決定の日から実施し、平成 2 年度分の固定資産税及び軽自動車税から適用する。

附 則 (平 3・11・13)

この要綱は、決定の日から実施し、平成 3 年度分の市税から適用する。

附 則 (平 8・2・7)

この要綱は、決定の日から実施し、平成 8 年度分の軽自動車税から適用する。

附 則 (平 8・10・9)

この要綱は、決定の日から実施し、平成 9 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (平 11・3・10)

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 第 2 条第 4 号の 2 の規定は、平成 11 年度分の固定資産税から適用する。
- 3 「警察共済組合が所有する警察署長公舎に係る固定資産税の課税免除について（平成 7 年 1 月 10 日付け理税主第 2 1 号）」の依命通達は、平成 10 年度分の固定資産税の適用をもって廃止する。

附 則 (平 14・12・27)

この改正は、平成 14 年 1 2 月 2 7 日から実施する。

附 則 (平 15・3・31)

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平 16・1・16)

この改正は、決定の日から実施し、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (平 16・5・7)

この改正は、決定の日から実施する。

附 則 (平 16・12・7)

この改正は、決定の日（平成 16 年 1 1 月 1 9 日）から実施し、平成 17 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (平 17・1・4)

この改正は、決定の日から実施する。

附 則 (平 17・3・1)

この改正は、決定の日から実施し、平成 17 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (平 17・10・12)

この改正は、決定の日から実施し、平成 18 年度分の固定資産税から適用する。

附 則 (平 18・3・31)

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平 20・3・26)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正前の市税の課税免除及び減免に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 2 条第 7 号の規定は、平成 19 年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 改正前の要綱第 2 条第 7 号に規定する家屋に係る固定資産税については、平成 20 年度分から平成 22 年度分に限り、その税額から当該額の 5 割に相当する額を控除するものとする。

附 則 (平 22・3・15)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。ただし、第 4 条の改正規定は、決定の日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正前の市税の課税免除及び減免に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 2 条第 1 号の規定は、平成 21 年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 改正前の要綱第 2 条第 1 号に規定する財団法人近畿地方発明センターがその用に供し、かつ、所有する固定資産に係る固定資産税（償却資産に係るものを除く。）については、平成 22 年度分に限り、その税額から当該額の 5 割に相当する額を控除するものとする。

附 則 (平 23・12・15)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から実施する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正前の市税の課税免除及び減免に関する要綱第 2 条第 1 号の規定は、平成 23 年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

附 則 (平 24・3・27)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正前の市税の課税免除及び減免に関する要綱第 2 条第 1 号の 2 の規定は、平成 23 年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

附 則 (平 25・3・29)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から実施する。ただし、第4条第4号の改正規定は、平成25年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正前の市税の課税免除及び減免に関する要綱第2条第3号の規定は、平成24年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

附 則 (平25・9・26)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (平27・3・31)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平28・12・13)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正前の市税の課税免除及び減免に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第2条第1号及び同条第4号の規定は、平成28年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 改正前の要綱第2条第1号に規定する固定資産については、平成29年度分に限り、その税額から当該額の3分の2に相当する額を控除するものとし、平成30年度分に限り、その税額から当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。

附 則 (平29・7・11)

この規定は、決定の日から実施する。

附 則 (平30・3・29)

この規定は、決定の日から実施する。

附 則 (令元・8・27)

この規定は、決定の日から実施する。

附 則 (令4・6・28)

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。